

掛金について

公的年金の一元化に伴い、

いよいよ
平成27年10月より

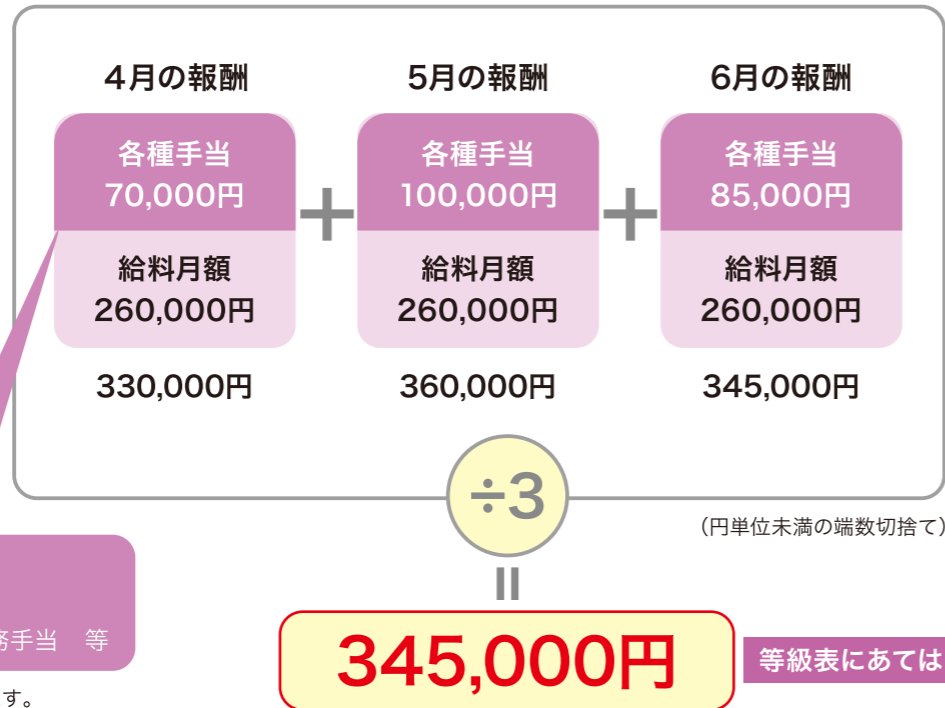
掛金の算定方法が変わります！

平成27年10月より共済年金が厚生年金に一元化されます。

それに伴い、みなさんの給料から控除している公立学校共済組合掛金の算出方法も変更となります。第1回では、平成27年10月の標準報酬制移行時の掛金算出方法についてご案内しました。第2回では、みなさんに適用する標準報酬月額を決定するために毎年度行う**定時決定**についてご案内します。

定時決定とは

毎年、4月から6月までの給料月額と各種手当の支給額を合算し、対象月数で割った平均額を等級表にあてはめて、「標準報酬月額」を決定し、9月から翌年8月までの1年間適用します。



各種手当：

扶養手当、住居手当、特勤手当
通勤手当*、前月分の時間外勤務手当 等

*対象月数で割り、各月の通勤手当とします。

標準報酬等級表 (平成28年9月まで)

等級	報酬月額	標準報酬の月額	標準報酬の日額
第17級	270,000円以上 290,000円未満	280,000円	12,730円
第18級	290,000円以上 310,000円未満	300,000円	13,640円
第19級	310,000円以上 330,000円未満	320,000円	14,550円
第20級	330,000円以上 350,000円未満	340,000円	15,450円
第21級	350,000円以上 370,000円未満	360,000円	16,360円
第22級	370,000円以上 395,000円未満	380,000円	17,270円

標準報酬月額

第20級 **340,000円**に決定



標準報酬の額によって
掛金が変わるんだね!!

掛金額の算出方法

標準報酬月額 × 掛金率 = 掛金額

今回は、平成28年9月から毎年行う、みなさんに適用される標準報酬月額を決定する定時決定についてご案内しました。10月刊行予定の増刊号では、これまでの総集編と、年度途中で大幅に給料月額等が変更になった場合や新規に組合員になった場合に行う改定について、ご案内いたします。

※平成27年10月の標準報酬制移行時は、平成27年6月の給料月額と各種手当の支給額の合計額で標準報酬月額を決定します。詳細は『かがやき』春号(2015年3月No.536)でご確認ください。

問合せ先 福利厚生課経理係 ☎ 03-5320-6822